

鳴門市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年3月28日

鳴門市農業委員会

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市は四国の東端、徳島県の北東端に位置しており、京阪神の大消費地に近いという地理的条件や温暖な気候、肥沃な土壌など自然条件を生かして、本市の農業は園芸作物を中心とする全国的にも知られた集団産地が形成されている。2015農林業センサスでは経営耕地面積1,465ha、農業経営体数1,055経営体で、そのうち販売金額500万円以上の経営体が486経営体（全体の約46%）であるなど、徳島県下有数の高収益で安定した農業経営を行っている。

中核的な農業組織である農業協同組合は鳴門市全域（里浦、大津、堀江、板東、鳴門北地区）にまたがり、栽培作物体系は地質の特色により大きく3つの地域に区分され、それぞれ土地条件にあった作物が栽培されており、その品質はいずれも市場、消費者に好評を得ている。

しかしながら農業従事者の高齢化や減少、遊休農地の増加が懸念されていることから、その発生防止・解消に務めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化や新規参入の促進に農業委員会を挙げて取り組んでいく必要がある。

このため鳴門市農業委員会は、農業委員会等に関する法律第7条に基づく指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の目標年度が平成35年度であることから、同様に平成35年度を目標とし、3年ごとの農業委員の改選期に合わせて、目標設定の考え方や取り組み方法について、検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成28年3月4日付け経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 29 年 7 月)	1, 8 9 0 ha	7 3 ha	3. 8 6 %
3 年後の目標 (平成 32 年 7 月)	1, 8 5 0 ha	5 8 ha	3. 1 3 %
目 標 (平成 35 年 7 月)	1, 8 5 0 ha	4 3 ha	2. 3 2 %

【目標設定の考え方】

本市の遊休農地の割合は平成 29 年 7 月現在で 3. 8 6 % となっている。今後も解消と発生防止に努め、平成 35 年 7 月までに、遊休農地面積を 30 ha 減少させることを目標とする。

(2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 遊休農地の早期発見，発生防止について

優良農地の確保と保全に努め、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止と解消対策の一層の強化を図るため、農地法第 30 条の規定による利用状況調査を実施し、遊休農地を早期に発見する。

イ 利用意向調査について

利用意向調査の実施により農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構や関係機関と連携し、遊休農地の解消を図れるよう支援する。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 7 月)	1, 8 9 0 ha	8 8 6 ha	4 6. 8 7%
3 年後の目標 (平成 32 年 7 月)	1, 8 5 0 ha	1, 1 8 2 ha	6 3. 8 9%
目 標 (平成 35 年 7 月)	1, 8 5 0 ha	1, 4 8 0 ha	8 0. 0 0%

【目標設定の考え方】

本市の担い手への農地の利用集積率は、平成 29 年 7 月現在で 46.87%である。このため、今後 6 年間で「農林水産業・地域の活力創造プラン」での国の目標値である 80%をまで引き上げることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関と連携を図り、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業等の積極的な活用の促進と、地域における農地利用集積に向けた調整とあっせん活動を実施し、農地の担い手への利用集積、分散した圃場の解消等により農地の利用最適化の推進を図る。

イ 農業委員の日常活動や、広報誌の活用（年 1 回）及びホームページ（通年）により、農地の利用集積に係る制度の周知を行っていく。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想水準 到達者
現 状 (平成29年7月)	1,055戸 (1,034戸)	393 経営体	14 経営体	55 経営体
3年後の目標 (平成32年7月)	1,055戸 (1,034戸)	415 経営体	20 経営体	33 経営体
目 標 (平成35年7月)	1,055戸 (1,034戸)	437 経営体	26 経営体	11 経営体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、市農林水産課と調整の上記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市農林水産課、農地中間管理機構、市内JA等と連携し、
(ア) 農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することが出来ない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することが出来ない農地については、公示手続きを経て、徳島県知事の裁定で利用権設定が出来る制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得等面積)
現 状 (平成 29 年 7 月)	14 人 (14.6ha)
3年後の目標 (平成 32 年 7 月)	20 人 (20.6ha)
目 標 (平成 35 年 7 月)	26 人 (26.6ha)

注：新規参入者数については、青年等就農計画の認定を行った経営体としている。

【目標設定の考え方】

新規参入については、平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間に新たに経営を開始した実績が 6 経営体であった現状を踏まえ、年間 2 経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 情報提供について

新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。

イ 指導・支援等の経営対策について

新規就農者が担い手として継続して営農していくため、農業経営に関し関係機関と連携し、指導・支援等の経営対策を推進する。

ウ 青年等就農計画の審査・助言等（通年）を行う。